

令和4年度 景観審議会（第2回景観形成部会）

日時 令和4年12月19日(月)13:30～15:30

場所 兵庫県庁西館4階テレビ会議室Room55

会議次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 第15次景観形成重要建造物等の指定について【諮問】

(2) 三木市三木城下町地区歴史的景観形成地区の指定及び景観形成基準の決定について【諮問】

(3) 景観形成等基本方針の改定について（報告）

4 その他

5 閉 会

令和4年度 景観審議会（第2回景観形成部会）

日時：令和4年12月19日（月）13:30～15:30

場所：兵庫県庁西館4階TV会議室Room55

令和4年度景観審議会（第2回景観形成部会）において、「第15次景観形成重要建造物等の指定について【諮問】」など2件について審議を行った。

- 会議次第 -

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事
 - (1) 第15次景観形成重要建造物等の指定について【諮問】
 - (2) 三木市三木城下町地区歴史的景観形成地区の指定及び景観形成基準の決定について【諮問】
 - (3) 景観形成等基本方針の改定について（報告）
- 4 その他
- 5 閉 会

- 出席者について -

委員定数9名中8名の出席があり定足数に達していることから、部会は成立した。

- 議事（要旨） -

第15次景観形成重要建造物等の指定について【諮問】

- ・第15次景観形成重要建造物等の指定について事務局より説明

（委員）

2点表現的なところで、水垣家住宅の上らの部屋が明治時代の建物であるとのことで、写真が外観だけになっているが、内観にその時代の特徴があるのではないかと思うので、内観の写真がもしあれば、入れていただきたい。

水垣家住宅の配置図で東側はブロック塀なので指定から外れていると思うが、西側の塀が指定から外れているのはなぜか。

もう一点、鹿野町ふれあい館の表現方法で、航空写真を載せているが、説明の中で、3道路が結節して広場上の中心的なところに位置するとあるので、それが表現できるような航空写真に差替えた方が良いのではないか。

(事務局)

水垣家住宅の内観写真について、追加する。

塀の指定されていない箇所については、配置図が間違っているので修正する。

ふれあい館についても修正する。

(委員)

坂越まち並み館は景観形成地区の中で指定することになるが、建造物指定することでどういう位置づけになるのか。

(事務局)

市で地区指定されている中で、中心的な建物になるので、建造物指定することで、より格が上がり、注目度が上がることで坂越全体を盛り上げるというところで県としてもPRにつなげたい。

現在は市条例での地区指定なので、その中で県条例に基づく指定をすることで、支援事業の対象になるので、市、県として指定したいと考えている。

(委員)

建造物指定することで箔がつくので、是非進めていただきたい。

(委員)

但馬安国禅寺とドウダンツツジについて、重要建造物と重要樹木を一体的に指定することはあまり無いと思うが、非常に良いことだと考える。

これまで、一体的に指定してきた事例はあるか。

(事務局)

過去の指定において、一体的に指定した事例はない。

(委員)

鹿野町ふれあい館のベースの建物は建造物指定にふさわしいと考えるが、増築部分が気になる。増築部分を指定することについてどう考えているか。

(事務局)

外観は増築がわかるようなものになっているが、内装は意匠を統一している。一体的に使われているというところで、今後改修する際も一体的に行われるだろうというところであわせて指定したいと考えている。一体的に指定することで、今後外観を改修する際に、一体的な修景を誘導することも期待できる。

(委員)

内藤氏の建築についてほかにもあるということが指定資料に記載されているが、今後指定していくことはあるか。

(事務局)

今回の指定にあたっては、現地の県民局からの推薦があり、調査したものになる。

(委員)

同氏が設計した西脇小学校は昨年度に重要文化財になったというところで、地元としては、内藤氏の名前は意識されていると思う。

(委員)

鹿野町ふれあい館について、建物正面は水色の外壁で板張りになっている。増築部の塗装の色が気になる。既存部の色がいつからこの色になったか、当初の色がどういった色だったか調べていただき、一体的に修景をすることがいいのでは。

(事務局)

保存計画の修景方針で外壁の復原については所有者も認識している。将来的に復原していきたい。

(委員)

こすりだしの手法で調査すると、当初の塗料(色)が出てくると思う。成分を分析し油性系の塗料であれば、それが本来のものである可能性が高いので、その色に基づいた改修をお願いしたい。

(委員)

修景方針の所は、増築部分以外のところが主に書かれていると思うが、増築部分のところが目立って気になる部分だと思うので、増築部分についても修景方針に記載していただきたい。

(事務局)

修景方針について、修正する。

(委員)

選定の考え方について、指定要件で ~ があり、 が必須のように感じるが、そうではない場合もあるのか。

(委員)

過去の例で、栄光教会が指定されているが、震災後に再建されているものであり、歴史的に古いものではない。そういった事例もあるので、必ずしも歴史的建造物でなくてはいけないというものではない。

(事務局)

指定にあたっては、いくつもの候補の中から今回の7件を選定している。4項目が重複しているものの方が指定される可能性が高いため、たまたま今回に該当している。

(委員)

水垣家住宅について、配置図に池と双龍の祠とあるが、住宅となにか関係があるのか。つながりがあるのであれば、指定範囲に加えても良いのではないか。

安国禅寺とドウダンツツジの保存計画で、ドウダンツツジが綺麗に見えるのは、背後の樹林帯も影響しているのではないか。であれば、指定範囲に加えても良いのではないか。

(事務局)

水垣家住宅について、建物配置のところで記載はしており、所有者と関係があるものである。区域に含めてはという話もあったが、池が建造物でないというところで外しており、祠についても、宗教的施設というところで外させてもらった。

安国禅寺の裏山については、地元住民により定期的に管理されている。

(委員)

樹林帯の部分について、保存方針のところで、ドウダンツツジの維持に加えて、一体的に保全していくと書いていただきたい。

(事務局)

修正する。

(委員)

一部修正し、答申したい。

各委員異議なし

三木市三木城下町地区歴史的景観形成地区の指定及び景観形成基準の決定について【諮問】

・三木市三木城下町地区の指定及び景観形成基準について事務局より説明

(委員)

外壁の基準で、Y R系、Y系の5 Yまではとあるが、「までは」とするとあいまいなので、「まで」とするのがいいのでは。

(事務局)

指摘について表現を修正する。

(委員)

外壁の基準について、青系の色は地域の特徴であるので、削除はもったいないと感じる。P B系やP系を省き、B G系とB系を残してはどうか。稲見酒造など青色の伝統的な色彩があり、新しい建物でもそれに合わせた色彩のものが見受けられた。昔の建物の修景だけがOKになってしまうと、新しい建物で使えないということになる。せっかくの地域の色なのでもったいないと感じ

じるがいかがか。

(委員)

現地に行っていないので詳細に把握できていないが、特徴的な色であれば、彩度を下げるなどすることもできる。

(委員)

今の基準はどこの地区でも推奨されている色彩基準になると思う。外壁の色はまちなみの景観を特徴付ける大切な要素なので、地域の特色は残していく方が地域性が出るのではないか。

(委員)

注2のところでは十分対応できると考えている。

(事務局)

注2のところでは、今あるものを復原修理するものに限っているため、地域の色彩を継承するといった言い方にするなど、書き方を修正したい。

(委員)

トレーラーが突っ込んだ事故が地区内であったが、地区の指定に影響があったか。また、改修等関わりを持っているか。

(事務局)

突っ込んだところについては、現在解体されているところと改修されているところがある。現在は地区指定前なので、事故前の形に復元する形で改修されていると聞いている。地区指定に影響しているという所はない。

(委員)

景観資源の資料のところの街路の歩道を緑に着色しているが、まちなみにそぐわない。景観形成地区内に限って、彩度を下げるなど配慮できないか。

例えば、坂越地区は石畳になっており、車が速度を出せないようになっている。

基準に街路というものはないが、地区内において、配慮を求めることができないか。

(事務局)

市と協議する。

(委員)

基準を修正し、答申したい。

各委員異議なし

- 景観形成等基本方針の改定について（報告）
- ・景観形成等基本方針の改定について事務局より説明

（委員）

重点区域の展望地点について、イメージ図では重点区域内で設定されているが、展望する場合、区域外からの視点もあるのでは。

景観遺産の対象で、建造物、建造物群とあるが、庭園や船着き場といった類いのものは建造物群に含まれると考えて良いか。

（事務局）

展望地点について、ひょうごの景観ビューポイント150選をもとに検討しており、重点区域内に展望地点を設定することを考えている。

（委員）

その場合、展望地点よりもいい眺めが見える場所が出てくるのではないか。

（事務局）

眺める場所についても、重点区域に含める形で設定することを考えている。庭園、石垣等について、周辺の建造物と一体的に登録することを考えている。

（委員）

岩座神のような場所だと、柵田景観でも石垣が主要な部分になってくると思うが、登録できるのか。

（事務局）

柵田をシリーズとして登録することができ、重要な部分として石垣も含めて登録できる。

（委員）

景観遺産の登録にあたって、PRしたい団体があって登録するのか、それともヘリテージマネージャーや地域の方が推薦して登録するのか。登録後、どういう形で運用していくのか。例えば淡路のタマネギ小屋を私がヘリテージマネージャーとして推薦して登録に至った場合、そこに住んでいないので、プロモーションをしていくときに誰がその役を担うのか。

（事務局）

今年度から始まった制度なので、まずは市町やヘリテージマネージャーから調書をもってプロモーションまではいかないが、調査をして、所有者に、これから発信をしていきたいということを賛同いただいているものについて登録することとしている。プロデュースを誰がやっていくかという所について、県が所有者と相談しながら一緒に作っていかれたらと考えている。現時点で、どこかにプロデュースをお願いするということではできていない。今後、発信方法等検討していきたい。

(委員)

登録されたとして、プロモーションは推薦した者が行うことになると、推薦のハードルが高いので、県が支援してくれるということがわかれば、もっと推薦があるかもしれない。

(事務局)

県としても、観光部局と連携して、観光ツアーの中に登録した遺産を組みこんでもらうなどの検討を進めたい。少なくとも、県が登録して、そのまま終わりということにはせず、継続して情報発信等に努める。推薦いただいた方にも協力をお願いしたい。景観形成支援事業のアドバイザー派遣制度も利用できる。

(委員)

景観遺産を地域資源としてどうやって活用するか。例えば、PRの方法として、活動団体があるのであれば、助成したり、景観イベントを毎年開催するなどやりっぱなしにならないようにフォローしていただきたい。企画や予算付けなどが必要ではないか。

(事務局)

観光部局等と連携して検討したい。

(委員)

県として、かなりEXPOのことを意識していると聞いているが、景観遺産の登録にあたって意識しているのか。

(事務局)

まだできたばかりの制度で認知度も低い。まずは登録を進め、認知度をあげていく。万博開催まで日がないこともあり意識している部分もあるが、万博以後も登録は引き続き行っていく。大原則になるが、本制度は規制するものではなく、これまで見過ごされてきた部分に光をあてて発信を進めていくものである。行政は発信下手なところがあるので、ご意見を参考にさせていただき、予算が必要であれば予算要求することも検討し、情報発信に努めたい。

万博に向けてとなると、観光部局との連携が必要。景観遺産だけで人を呼び込むことは難しいと考えているので、観光地の近くにこういったものがあるという形でのPRをしていくのが知ってもらい、訪れてもらいやすいのではないかと考えている。また違った角度でのPR手法等あれば教えていただきたい。

(委員)

万博に向けては、景観以外の部局でもいろいろ考えているとは聞いている。フィールドパビリオンという形で、地域の資産をどう活用していくかを進めているところで、まさに景観遺産はそういったものにあたると思う。まだ発掘できていないものもあると思うので、まずは発掘していくことが必要。

(委員)

情報発信の部分で、インバウンドを意識し、海外への情報発信を考えていることはあるか。

(事務局)

海外に限る話ではないが、情報発信にあたっては、体験もできるという所を推していきたいと考えている。ノコギリ屋根であれば、外観の部分だけでなく、播州織工房館であれば展示や物販もあり、体験型で歴史を知っていただく。海外に向けては体験の部分を字幕翻訳した動画を発信するなど検討していきたい。

(委員)

南あわじの農業遺産でたまねぎ小屋が登録されており、すでにやっている部分もあるので参考にしてもらえれば。

(事務局)

他部局と連携できる部分は検討していきたい。

(委員)

PR手法として、空いている町家で1日イベントをやったことがある。ノコギリ屋根でも空いているところがあれば、そこで1日ノコギリ屋根ミュージアムを開催し、周辺の活用しているノコギリ屋根の建物と連携して巡るツアーのようなものをやってみるのはどうか。

こういったことを提案できるような予算措置などしていただけたら。

その他 景観遺産について

・景観遺産について、事務局より説明